

非接触型函観光プロモーション業務プロポーザルに関する質疑等について

※回答は質問順ではありません。

No.	質疑	回答等
1	「5 委託業務の内容(仕様)」の対象地域以外、例えば関西圏や九州圏なども含めたプロモーションとすることは問題ないか。	問題ありません。 ただし、本業務は、あくまでも対象地域を首都圏、道内、北東北3県(青森県、岩手県、秋田県)および仙台市としていることから、当該エリアからの誘客が期待できるような内容を提案すること。
2	「5(2)情報発信に関する業務」について、プロモーションは令和4年3月31日まで継続して実施することが望ましいか。 ある一定の期間を決めたプロモーションとして提案することは可能か。	応募者様からのご提案を前提としており、特段、制限は設けておりません。 ご提案内容は、委託期間通期あるいは一定期間に集中したプロモーションのどちらも可能です。
3	「12(5)提案内容に関する事項」について、画像や動画素材を函館市から借り受けることは可能か。 また、「はこぶら」のライブラリー内の画像・動画などのコンテンツは使用可能か。	ご利用いただける素材が一部ございます。 画像については、利用規約を遵守のうえ、以下のライブラリーをご利用いただけます。 ・函館観光画像ライブラリー https://www.hakobura.jp/photo_library/ 動画については、ご利用いただく際、別途ご提供いたします。
4	「12(3)応募書類」について、登記事項証明書、財務諸表、納税証明書の提出は写しでも可能か。	可能です。
5	「6(2)ア(ウ)」について、函館市が所有している物産ECサイトはあるか。また、それをキャンペーン展開する際に活用することは可能か。	本市で所有している物産ECサイトはございません。
6	「6(2)ア(ウ)」について、キャンペーンを展開する際に、函館市公式観光情報サイト「はこぶら」や、所有しているSNSアカウントを使用することは可能か。	函館市公式観光情報サイト「はこぶら」では、おすすめ情報としての展開等が可能です。 過去に使用いただいた例として、ビジュアルの紹介やバナーの設置などがございます。 また、キャンペーンで使用いただけるSNSアカウントはございません。
7	「12(4)提案書の様式に関する事項」について、提案書内に表や写真を使い見やすく記載することは問題ないか。	問題ございません。